

柳井市週休2日工事実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、週休2日の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

- （1）「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- （2）「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- （3）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- （4）「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、8日／28日の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の土木工事（港湾工事については、別紙のとおり定める。）を対象とする。ただし、緊急を要する工事、施工時期等に制約がある工事は対象外とする。

4 発注方式

受注者が、工事着工前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望型」とする。

5 発注方法

- （1）発注者は、週休2日工事の発注に当たって、施工条件書に適用の有無等を明示する。
- （2）工期の設定に当たっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

6 実施方法

- （1）受注者は、契約後速やかに「週休2日」の実施希望の有無について、書面で協議するとともに「週休2日」の実施を希望する場合には、発注者が作成した「工期設定支援システム（山口県版試行）」を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行い、発注者は、工期延伸が必要と認められる場合には、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

なお、工事着手後に工程の変更が以下のアからオまでに示すような受注者の責によらない

理由により、工期の延伸が必要となった場合には、適切に工期の変更を行う。

ア 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合

ウ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7 週休2日の確認方法

(1) 受注者は、「週休2日」を実施する場合、現場閉所の状況が確認できる工程表（計画工程表）を添付し監督職員に提出する。

(2) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全確保等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合には、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

(3) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表や出面表等を監督職員に提出する。提示する期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

8 経費の補正方法

発注時は、週休2日の取組に係る経費の補正を行わずに予定価格を設定するものとする。

精算時には、対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、各経費を補正した上で契約変更を行う。4週6休に満たないもの、工事着手前に週休2日に係る協議が整わなかったものについては、補正の対象としない。

(1) 受注者希望型における補正方法

市場単価方式については、**別表**に示す補正係数を乗じる。

ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費（賃料） 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日／28日）以上28.5%未満）

- ・労務費 1.03
- ・機械経費（賃料） 1.03
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.04

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25%未満）

- ・労務費 1.01
- ・機械経費（賃料） 1.01
- ・共通仮設費率 1.02

・現場管理費率 1. 0 3

9 工事成績評定

- (1) 発注者は、対象期間に「4週6休以上」の現場閉所が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表の「工程管理A」、「工程管理B」において評価を行う。
- (2) 受注者の責において「4週6休以上」を達成できなかった場合であっても減点は行わない。
- (3) 提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10 その他

受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。